

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 7 月 15 日

山口地方裁判所

裁判所書記官 安 田 森

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 8 月 5 日 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 8 月 12 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 8 年 8 月 18 日 午前 10 時 00 分 山口地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 8 年 9 月 8 日 午前 9 時 40 分 山口地方裁判所
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 株式会社商工組合中央金庫, 農林中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則 33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 7 月 15 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～5	9,798,000 7,838,400	一括	1,959,600	371,240	73,317
1	2,607,000				
2	1,734,000				
3	2,137,000				
4	1,776,000				
5	1,544,000				
	</				

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 山口市古熊二丁目 5 5 番地 3
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根高床式 2 階建
床 面 積 1 階 1 9 6 . 5 6 平方メートル
2 階 1 8 9 . 9 0 平方メートル

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 古熊二丁目 5 5 番 3 の 1
種 類 事務所
構 造 鉄筋コンクリート造 2 階建
床 面 積 1 階部分 1 9 1 . 9 0 平方メートル
2 階部分 3 4 . 9 3 平方メートル

所有者 株式会社リクチコンサルタント

2 (一棟の建物の表示)

所 在 山口市古熊二丁目 5 5 番地 3
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根高床式 2 階建
床 面 積 1 階 1 9 6 . 5 6 平方メートル
2 階 1 8 9 . 9 0 平方メートル

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 古熊二丁目 5 5 番 3 の 2
種 類 居宅
構 造 鉄筋コンクリート造 1 階建
床 面 積 2 階部分 1 4 7 . 6 3 平方メートル

(現況)



物 件 目 録

種 類 事務所

床 面 積 2階部分 約152平方メートル

所有者 株式会社リクチコンサルタント

3 所 在 山口市古熊二丁目

地 番 55番1

地 目 宅地

地 積 479.34平方メートル

所有者 A

4 所 在 山口市古熊二丁目

地 番 55番3

地 目 宅地

地 積 341.53平方メートル

所有者 A

5 所 在 山口市古熊二丁目55番地1

家屋 番号 55番1の1

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 135.27平方メートル
2階 35.56平方メートル

(現況)

床 面 積 1階 約122平方メートル

物 件 目 録

2 階 35.56 平方メートル

(附属建物)

符 号 2

種 類 物置

構 造 木造スレート葺平家建

床 面 積 19.72 平方メートル

(現況)

不存在

所有者 A



物 件 明 細 書

令和 8年 5月19日

山口地方裁判所

裁判所書記官 安 田 森

1 不動産の表示

【物件番号1～5】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～5】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1, 2】

本件所有者が占有している。

【物件番号5】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。



- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 山口市古熊二丁目 5 5 番地 3
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根高床式 2 階建
床 面 積 1 階 1 9 6 . 5 6 平方メートル
2 階 1 8 9 . 9 0 平方メートル

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 古熊二丁目 5 5 番 3 の 1
種 類 事務所
構 造 鉄筋コンクリート造 2 階建
床 面 積 1 階部分 1 9 1 . 9 0 平方メートル
2 階部分 3 4 . 9 3 平方メートル

所有者 株式会社リクチコンサルタント

2 (一棟の建物の表示)

所 在 山口市古熊二丁目 5 5 番地 3
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根高床式 2 階建
床 面 積 1 階 1 9 6 . 5 6 平方メートル
2 階 1 8 9 . 9 0 平方メートル

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 古熊二丁目 5 5 番 3 の 2
種 類 居宅
構 造 鉄筋コンクリート造 1 階建
床 面 積 2 階部分 1 4 7 . 6 3 平方メートル

(現況)



物 件 目 録

種 類 事務所

床 面 積 2階部分 約152平方メートル

所有者 株式会社リクチコンサルタント

3 所 在 山口市古熊二丁目

地 番 55番1

地 目 宅地

地 積 479.34平方メートル

所有者 A

4 所 在 山口市古熊二丁目

地 番 55番3

地 目 宅地

地 積 341.53平方メートル

所有者 A

5 所 在 山口市古熊二丁目55番地1

家屋 番号 55番1の1

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 135.27平方メートル

2階 35.56平方メートル

(現況)

床 面 積 1階 約122平方メートル



物 件 目 録

2 階 3 5 . 5 6 平方メートル

(附属建物)

符 号 2

種 類 物置

構 造 木造スレート葺平家建

床 面 積 1 9 . 7 2 平方メートル

(現況)

不存在

所有者 A



令和7年（ケ）第74号
令和7年12月5日受理
令和8年2月**20**日提出

現況調査報告書

山口地方裁判所

執行官 先本 英雄

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 山口市古熊二丁目 5 5 番地 3
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根高床式 2 階建
床 面 積 1 階 1 9 6 . 5 6 平方メートル
2 階 1 8 9 . 9 0 平方メートル

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 古熊二丁目 5 5 番 3 の 1
種 類 事務所
構 造 鉄筋コンクリート造 2 階建
床 面 積 1 階部分 1 9 1 . 9 0 平方メートル
2 階部分 3 4 . 9 3 平方メートル
所有者 株式会社リクチコンサルタント

2 (一棟の建物の表示)

所 在 山口市古熊二丁目 5 5 番地 3
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根高床式 2 階建
床 面 積 1 階 1 9 6 . 5 6 平方メートル
2 階 1 8 9 . 9 0 平方メートル

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 古熊二丁目 5 5 番 3 の 2
種 類 居宅
構 造 鉄筋コンクリート造 1 階建
床 面 積 2 階部分 1 4 7 . 6 3 平方メートル

所有者 株式会社リクチコンサルタント

物 件 目 録

3 所 在 山口市古熊二丁目
地 番 5 5 番 1
地 目 宅地
地 積 4 7 9 . 3 4 平方メートル

所有者 A

4 所 在 山口市古熊二丁目
地 番 5 5 番 3
地 目 宅地
地 積 3 4 1 . 5 3 平方メートル

所有者 A

5 所 在 山口市古熊二丁目 5 5 番地 1
家屋 番号 5 5 番 1 の 1
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺 2 階建
床 面 積 1 階 1 3 5 . 2 7 平方メートル
2 階 3 5 . 5 6 平方メートル

(附属建物)

符 号 2
種 類 物置
構 造 木造スレート葺平家建
床 面 積 1 9 . 7 2 平方メートル

【2 枚目】

物 件 目 録

所有者 A

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	山口市古熊二丁目7番61号		
土地	物件4		
現況地目	☒ 宅地（物件4） ☐ 公衆用道路（ ）		
形状	☒ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☐ 土地所有者 ☒ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有、占有している。 ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項			
建物	物件1、2		
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である。 ☒ 物件2につき公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主である建物 ☐ 附属建物） ☒ 種類：事務所 ☐ 構造： ☒ 床面積（専有部分の建物）：152平方メートル		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積： }		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を事務所（空き家）として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日]		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4枚目)

不動産の表示		「物件目録」のとおり	
住居表示		山口市古熊二丁目7番61号	
土地		物件3	
現況地目	☒ 宅地（物件3） ☐ 公衆用道路（ ）		
形状	☒ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項			
建物		物件5	
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である。 ☒ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☒ 主である建物 ☐ 附属建物）。 なお、附属建物は滅失している。 ☐ 種類： ☐ 構造： ☒ 床面積：1階 122平方メートル		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積： }		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居（空き家）として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項		「その他の事項」のとおり	
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日 }		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(5枚目)

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原 (物件4関係)			
占有範囲		■全部 ☐	
占有者		☐ 債務者 ■株式会社リクチコンサルタント (物件1及び2の所有者)	
占有状況		■敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☐ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
■関係人 (■株式会社リクチコンサルタント (占有者) 代表者) ■A (本件土地所有者) の陳述 ☐ 提示文書 () の要旨			
占有権原		■賃借権 ☐ 使用借権 ☐	
占有開始時期		平成1年4月8日	
最初の契約等	契約日	(不明)	
	期間	(不明)	
更新の種別		☐ 合意更新 ■自動更新 ☐ 法定更新	
現在の契約等	期間	令和8年1月1日から令和9年12月31日まで2年間 ☐ 期間の定めなし	
契約等当事者	貸主	■所有者 ☐ その他の者 ()	
	借主	■占有者 ☐ その他の者 ()	
賃料・支払時期等		毎月 金100,000円 (毎月末日限り当月分支払) ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)	
敷金・保証金		■ない ☐ ある (☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)	
特約等		☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他			
執行官の意見		■上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(6枚目)

その他の事項

■ 1 物件 1 及び 2 について

所有者である株式会社リクチコンサルタント代表者の陳述、同社の商業登記簿の内容及び現場の状況等から、株式会社リクチコンサルタントが、事務所を移転する際に、使用しない什器備品や動産類を本件建物内に残置し、空き家状態の事務所として使用、占有しているものと思われる。

2 物件 5 について

所有者 A の陳述、同人の住民票の内容等から、所有者 A が、相続により取得した家財道具及び動産類をそのまま残置し、空き家状態の居宅として使用、占有しているものと思われる。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(7 枚目)

関係人の陳述等

陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■株式会社リクチコンサルタント代表者	1 物件1及び2の建物は、株式会社リクチコンサルタント（平成17年7月11日付変更前の商号は、「陸地測量コンサルタント株式会社」であるが、以下変更の前後を問わず「当社」と記載する。）の事務所として使用していましたが、建物の傷みや建物が手狭になったこと等の理由から、令和6年に事務所は移転し、現在、上記建物内には使用しない備品や故障した機材等を保管しています。 2 当社は、今後、物件1及び2の建物を使用する予定はありませんし、後記4の土地賃料の負担も避けたいので、同建物が競売手続により売却されることを希望しています。 3 当社は、そもそも物件4の土地所有者Aの親族らが経営しており、物件1の建物は当社の事務所として、物件2の建物は当社の元代表者（所有者Aの親族）の居宅として使用されていたようですが、平成9年2月頃には物件2の建物について居宅から事務所へ改修する工事が実施され、私が当社に入社した同年4月頃には、物件1及び2の建物はいずれも当社の事務所として使用されていました。 なお、物件2の建物は、平成10年11月24日、当社が、当社の元代表者から購入していますが、購入経緯の詳細は不明です。 4 物件1及び2の建物の敷地である物件4の土地については、当社から、物件4の土地所有者に対し、毎月末日限り10万円を支払っており、現在は、物件4の土地所有者Aに支払っています。経理担当者に確認しましたが、古い帳簿及び契約書が残っていないので、最初の契約時期及び内容は不明です。 参考資料として、当社とAとの間で締結された2022年（令和2年）1月1日付け土地賃貸借契約書写し等を提出します。 なお、未払賃料はありません。敷金の有無は不明です。 5 物件1及び2の利用や、物件4の土地を占有していることについて、所有者Aや近隣者との間でトラブルはありません。 6 物件1及び2の建物の1階駐車場に駐車している自動車は、近隣の住民が無権限で駐車しているものです。 (令和7年12月9日電話聴取、同月19日、令和8年1月8日及び同月14日口頭聴取、同月20日電話聴取)
■A	1 物件5の建物は、そもそも私の祖父母の自宅で、相続により、現在、私が所有、管理しています。同建物内には、私が相続により取得した、祖父母が使用していた家財道具等が保管されており、現在誰も同建物に居住していません。 2 物件1及び2の建物の敷地である物件4の土地については、当社から、私に対し、毎月末日限り10万円が支払われています。賃貸借契約の詳細は、私と同社との間で締結された2022年（令和2年）1月1日付け土地賃貸借契約書のとおりです。 物件4の土地に関する最初の賃貸借契約当時、同土地の所有者は私の祖父で、当社の代表者は私の父でしたので、同契約は、書面ではなく、口頭で行

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(8枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
	われたと推測されます。よって、最初の賃貸借契約の書面は無く、契約内容の詳細も不明です。 3 物件3及び4の土地の境界について、所有者Aや近隣者との間でトラブルはありません。 また、物件5の建物について、構造上の問題は特にありません。 (令和7年12月9日、令和8年1月5日、同月7日、同月14日及び同月20日電話聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(9枚目)

執行官の意見

- 1 物件1及び2の建物は、株式会社リクチコンサルタントが事務所（空き家）として使用、占有しているものと認められる。なお、同建物の敷地の利用権限は、賃貸借であるものと認められる。
物件5の建物は、所有者Aが、住居（空き家）として使用、占有しているものと認められる。
- 2 物件3及び4の土地は、現地での概測の結果、公図、地積測量図、建物図面（各階平面図）及び土地建物位置関係図に記載されているとおりの形状であると思われるものの、その認定は、あくまでも概測によるものであり、また概測した結果が物件3の公図等と多少ずれている点も認められることから、本件土地の形状等を確定させるものではない。本件土地の形状等の確定には、専門家による測量を要すると思われる。
- 3 物件5の附属建物は、存在を確認できなかったことから、原因及び時期は不明であるが、現在では滅失したと思われる。
- 4 物件3の土地には自転車置場（設置場所は、土地建物位置関係図に「自転車置場」と表示）が、物件4の土地にはカーポート及び庇（設置場所は、土地建物位置関係図に「カーポート・庇」と表示）が、それぞれ設置されている。
- 5 物件1及び2の建物には、雨水の侵入によるものと思われる壁紙の剥がれや傷みが散見される。
物件5の建物には、雨漏りによるものと思われる建具や畳の傷みが認められるほか、経年劣化によるものと思われる汚損が認められる。
- 6 上記意見は、あくまでも現況調査時に当事者等から得た情報に基づいて作成したものであり、本件物件の形状、境界、瑕疵、その他の権利関係を確定させるものではない。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(10枚目)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年12月5日(金) : ~ :	執行官室	山口市役所に間取図交付請求(郵送)
令和7年12月5日(金) : ~ :	執行官室	中国電力ネットワーク(株)に利用状況照会(郵送)
令和7年12月8日(月) 15:00 ~ 15:21	法務局	登記事項証明書交付請求
令和7年12月8日(月) 15:58 ~ 16:24	物件所在地	物件確認、写真撮影
令和7年12月9日(月) 9:04 ~ 9:07	携帯電話	電話聴取(債権者担当者)
令和7年12月9日(月) 9:10 ~ 9:24	携帯電話	電話聴取(所有者A)
令和7年12月9日(月) 9:27 ~ 9:40	携帯電話	電話聴取(所有者株式会社リクチコンサルタント代表者)
令和7年12月9日(月) : ~ :	執行官室	所有者らに対し現況調査期日通知及び照会書を送付(郵送)
令和7年12月10日(水) 9:55 ~ 10:04	法務局	登記事項証明書交付請求
令和7年12月19日(金) 10:59 ~ 11:13	所有者株式会社リクチコンサルタントの事務所	資料返還、口頭聴取(株式会社リクチコンサルタント代表者)
令和7年12月22日(月) 15:43 ~ 15:59	法務局	登記事項証明書交付請求

令和8年1月5日(月) 10:24 ~ 10:42	携帯電話	電話聴取(所有者A)
令和8年1月7日(水) 11:13 ~ 11:21	携帯電話	電話聴取(所有者A)
令和8年1月8日(木) 9:40 ~ 11:08	物件所在地	物件1, 2及び4について 物件調査(評価人同行)、写真撮影、事情聴取(所有者株式会社リクチコンサルタント代表者)
令和8年1月14日(水) 15:15 ~ 15:32	所有者株式会社リクチコンサルタントの事務所	口頭聴取(株式会社リクチコンサルタント代表者)
令和8年1月14日(水) 16:37 ~ 16:44 16:52 ~ 16:56	携帯電話	電話聴取(所有者A)
令和8年1月20日(火) 12:53 ~ 13:45	物件所在地	物件3及び5について 物件調査(評価人同行)、写真撮影
令和8年1月20日(火) 16:40 ~ 16:47	携帯電話	電話聴取(株式会社リクチコンサルタント代表者)
令和8年1月20日(火) 17:08 ~ 17:11	携帯電話	電話聴取(所有者A)
令和8年1月20日(火) : ~ :	執行官室	所有者Aに対し終了通知書送付等(郵送)

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていると予測されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☒ 令和8年1月20日

目的物件(5)は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日

休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(12枚目)

41-5
82

N



COPY

COPY

※ 地図に準ずる図面は、土地の正確な位置に示す不動産登記法第56条の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面であり、本来の位置と形状の概略を記載した図面です。



請求分	所在	山口市古瀬二丁目			地番	55番1
出力尺	1/500	積算分	地籍調査 図面 番号 記号	種類	地区図準ずる図面	
作成年月日	昭和46年3月20日			種類	旧土地台帳附属地図	
			備考 (別紙)			

これは地図に準ずる図面に記録を収め、図面内容を証明する図面である。

令和7年12月9日
山口地方方法務局

請求番号：3-1

(1/1)

縮小 (A3-A4)

【13枚目】

公用

登記年月日：昭和53年6月20日

これは図面に記載された内容と実地との相違を認めるものとす。
 令和7年12月9日 山口県庁登録

縮小 (A3-A4)

【14枚目】

前 55-1 後 55-1-3 新 55-1-3

012886

地 番 55-1-3
 土地所有権 山口市 吉野三丁目

土地所有権 図

昭和53年6月20日登記

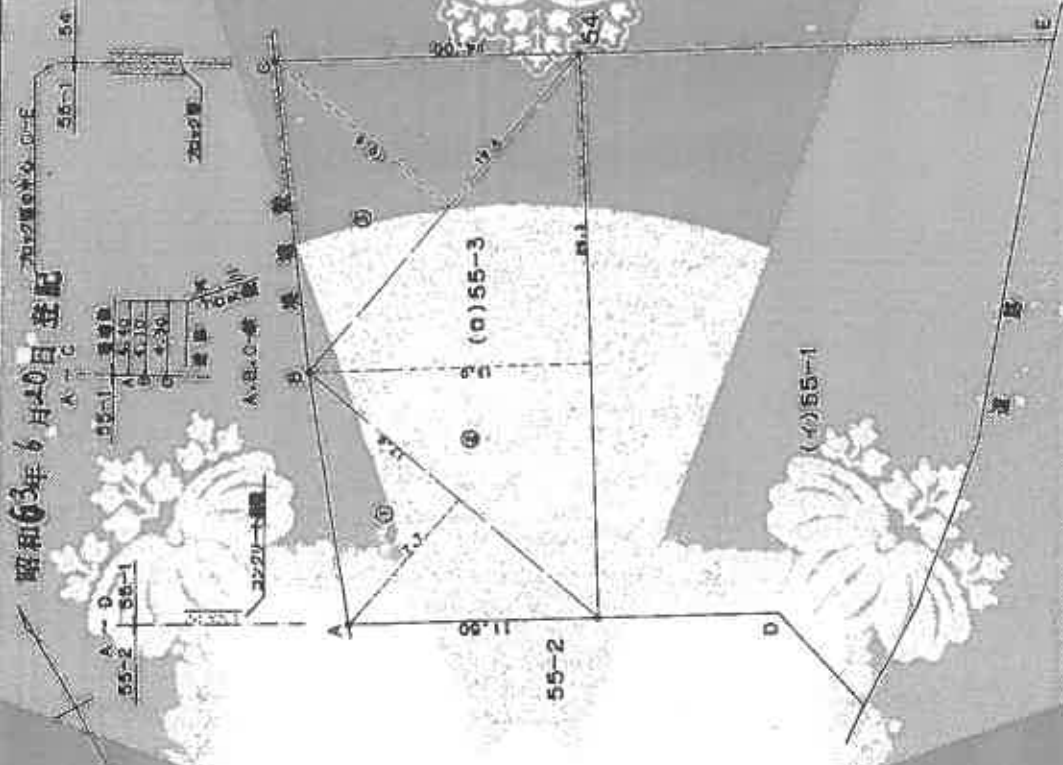
55-1-3

55-1-3	面積
A 5.40	
B 5.10	
C 4.30	

半世三割求積表 本宅

地番	NO	面積	割合	地積
(0) 55-3	1	17.6	7.7	135.52
	2	26.3	13.0	341.90
	3	19.4	10.6	205.64
			計	683.06
			1/2	341.53
(4) 55-1		公簿	820.87	
		總計	341.53	
		残地	479.34	479.34

* 使用権限 JBC M-2880 アロワングライダーステム



作製者 土地家屋調査士

申請人

縮尺 1/250

これは図面に記録されている内容を正確に反映している
令和7年12月9日 山口県庁建設部

縮小 (A3→A4)

【15枚目】

请求番号: 3-4

登記年月日：平成15年6月2日

圖面各階各

面
圖
物
建

お祭二丁目
うち番の生

無非謂是

012998

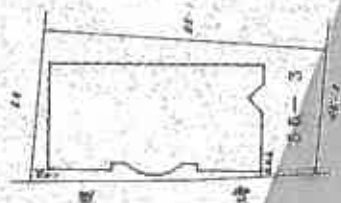
總分
三三



床面積	1.70 + 3.00 =	4.70 m ²
	(5.48 + 6.85) =	12.33 m ²
	1.30 + 1.30 =	2.60 m ²
	4.55 + 9.85 =	14.40 m ²
	1.38 + 9.20 =	10.58 m ²
	5.30 + 9.20 =	14.50 m ²
	1.38 + 9.50 =	10.88 m ²
	1.55 + 9.85 =	11.40 m ²
合計	11.139 - 7.0687 =	4.0712 m ²
床面積		191.80 m ²

合 計	191.90520
面 積	191.90 m ²

平成11年6月2日登記



附錄



求積表	3.55	5.10	37.00	37.00
合	計		37.00	37.00
床面積			37.00	37.00

士達公司
製作者

甲型及

◎◎◎

15.00
15.00

Doc

これは図面に記録されたもので、署名と印を
令和7年12月9日 山口県庁 印

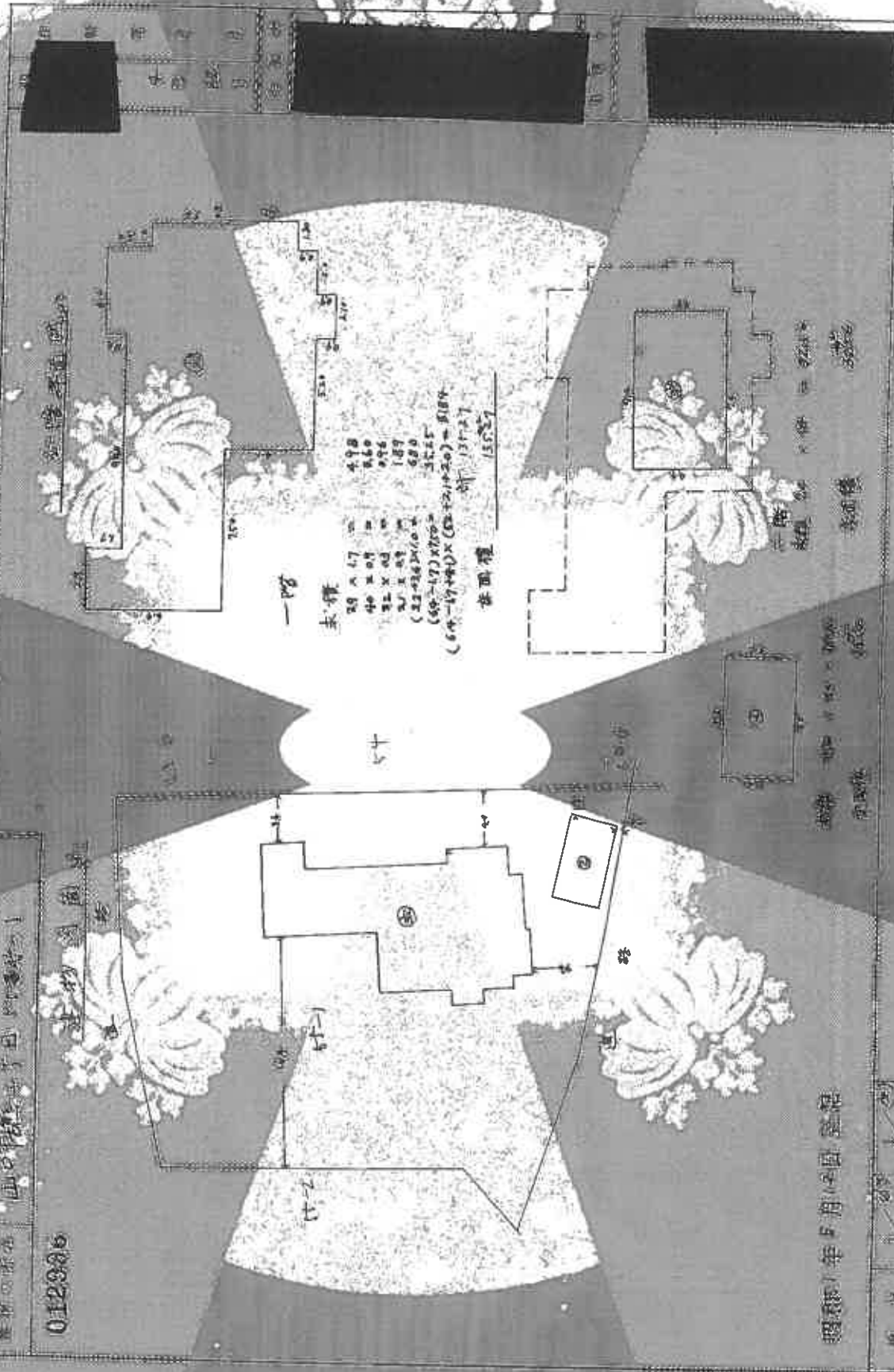
縮小 (A3-A4)

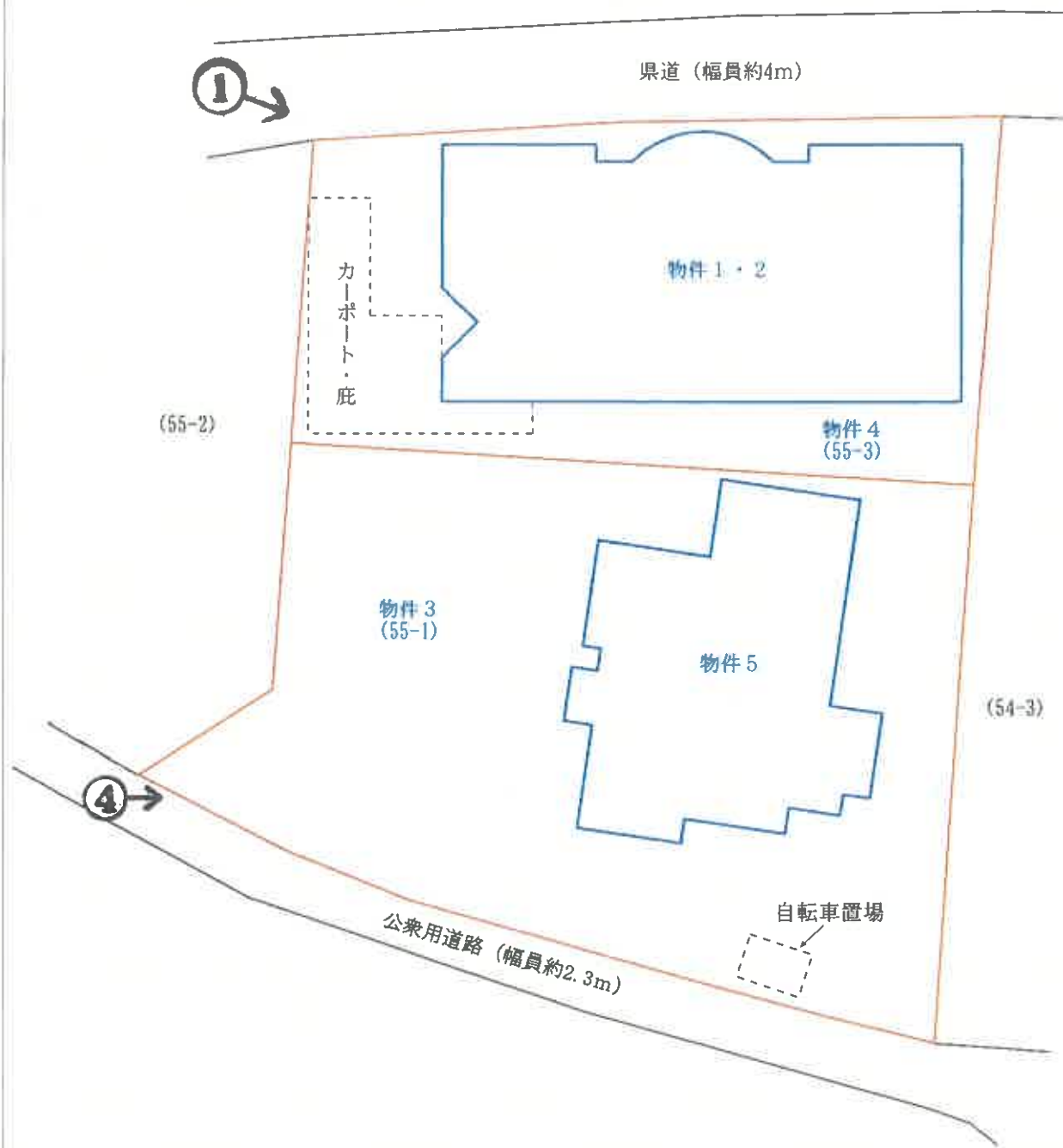
【17教目】

圖文檔案：3-3

[illegible]

昭和七年五月十四日發給

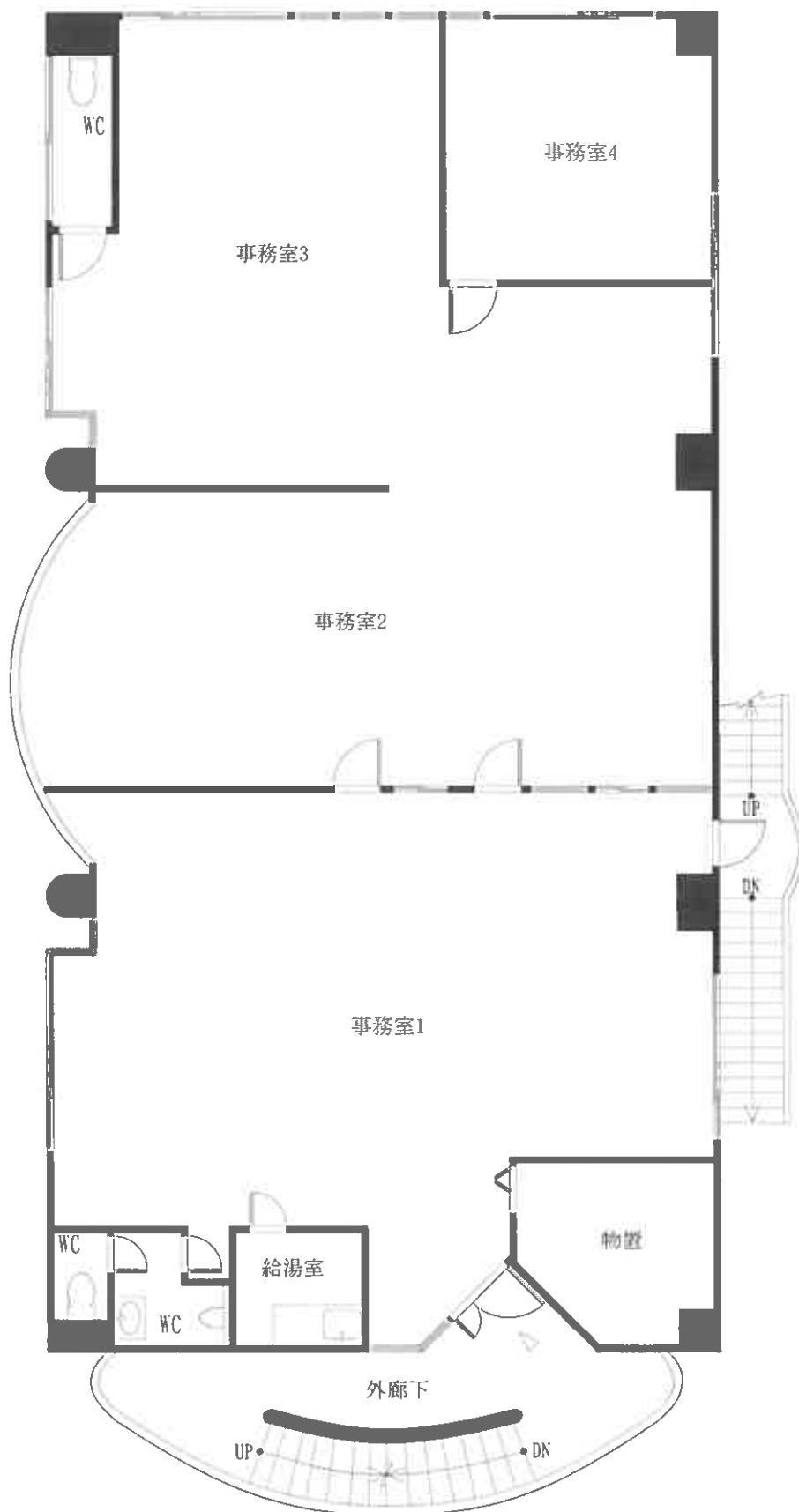
[illegible]



【図面名称】	【事件番号】	【物件番号】	【作成者】	【縮尺】
土地建物位置関係図	令和7年(ケ)第74号	1~5	評価人	約1/250

※本図は土地・建物の位置関係の概要を示すことを趣旨とするものであり、精度の高い図面ではない。

【18枚目】※ 評価人作成図面に基づいて作成した。



1 階



【図面名称】

建物間取図

※本図は建物の間取の概要を示すことを趣旨とするものであり、精度の高い図面ではない。

【事件番号】

令和7年（ケ）第74号

【物件番号】

1

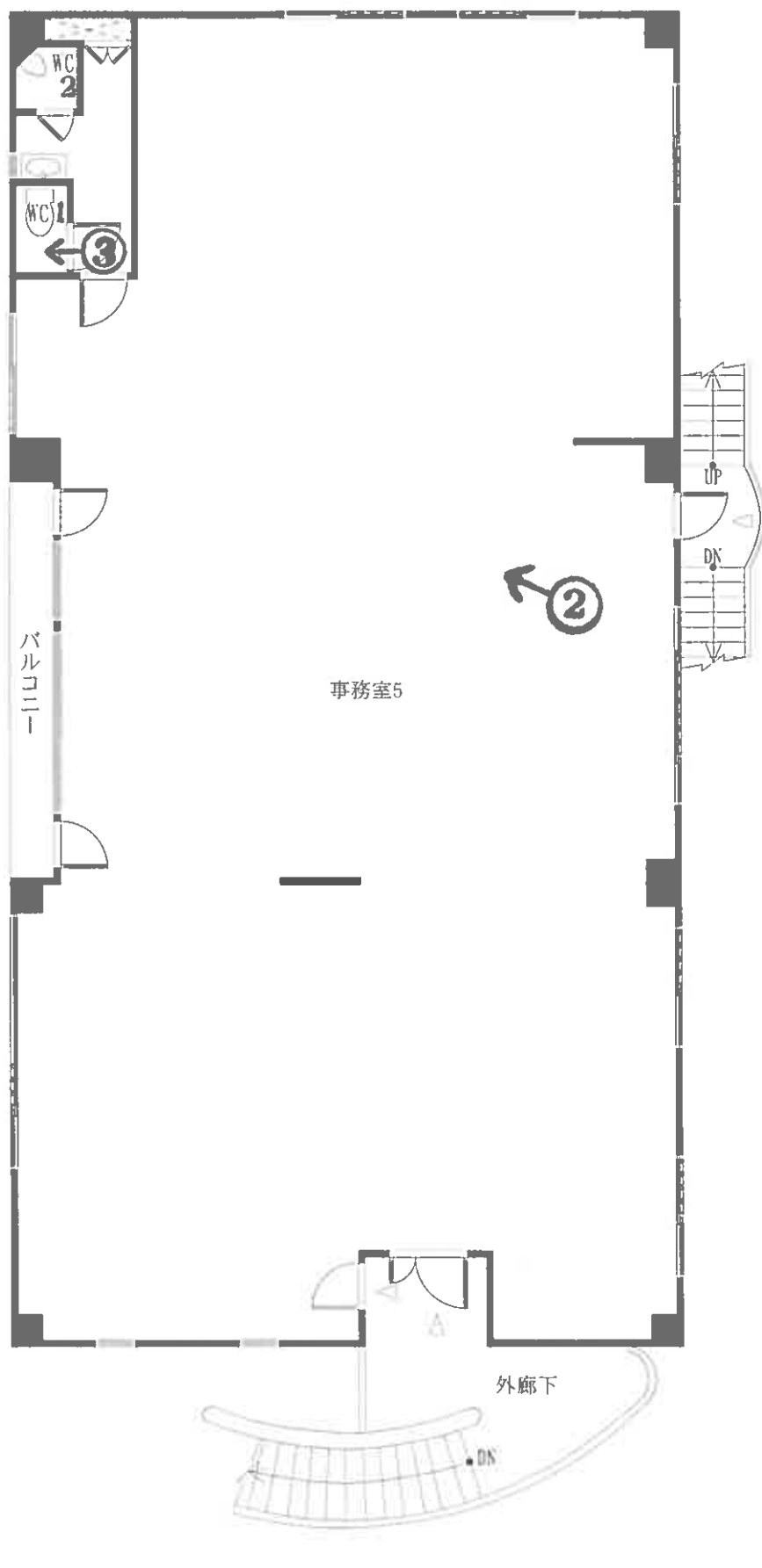
【作成者】

評価人

【縮尺】

約1/100

【19枚目】※ 評価人作成図面に基づいて作成した。



2階

【図面名称】

建物間取図

※本図は建物の間取の概要を示すことを趣旨とするものであり、精度の高い図面ではない。

【事件番号】

令和7年（ケ）第74号

【物件番号】

1・2

【作成者】

評価人

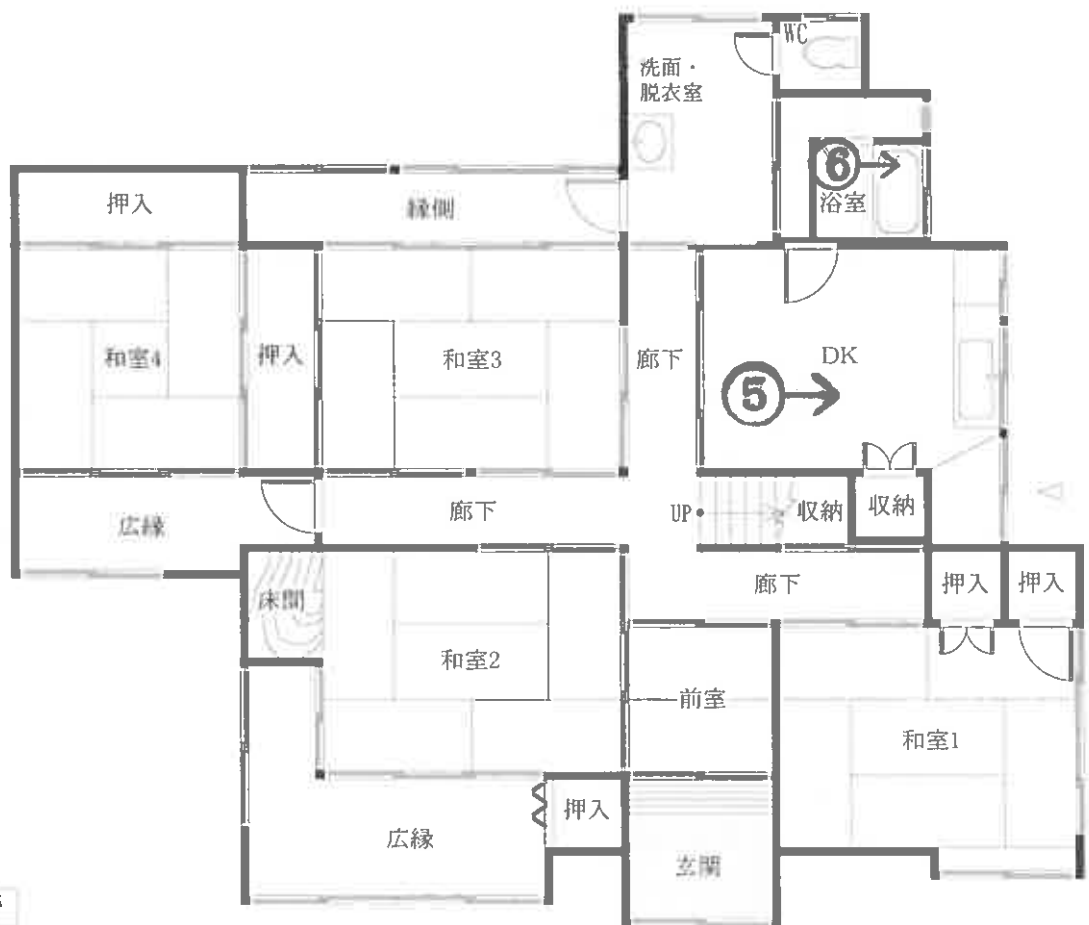
【縮尺】

約1/100

【20枚目】※ 評価人作成図面に基づいて作成した。



2階



1階

【図面名称】

建物間取図

※本図は建物の間取の概要を示すことを趣旨とするものであり、精度の高い図面ではない。

【事件番号】

令和7年（ケ）第74号

【物件番号】

5

【作成者】

評価人

【縮尺】

約1/100

【21枚目】※ 評価人作成図面に基づいて作成した。

写真1

本件物件
の外観



写真2

事務所5



写真3

WC 1



写真4
本件物件
の外観



写真5
DK



写真6
浴室



令和7年（ケ）第74号
令和8年1月20日現地調査
令和8年3月4日評価

山口地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

原田 邦夫

第1 評価額

一括価格	
金 9,798,000円	
内訳価格	
物件 1 (建物)	金 2,607,000円
物件 2 (建物)	金 1,734,000円
物件 3 (土地)	金 2,137,000円
物件 4 (土地)	金 1,776,000円
物件 5 (建物)	金 1,544,000円

- 1 一括価格は、物件1～5の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件3、4の内訳価格は物件1、2、5のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件物件1、2、5の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記簿記載と同じ。

番号	所 在 等	登 記 簿 上	現 況
1	(一棟の建物の表示) 所 在 山口市古熊二丁目55番地3 構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根 高床式2階建 床 面 積 1階 196.56㎡ 2階 189.90㎡ (専有部分の建物の表示) 家 屋 番 号 古熊二丁目55番3の1 種 類 事務所 構 造 鉄筋コンクリート造2階建 床 面 積 1階部分 191.90㎡ 2階部分 34.93㎡		
2	(一棟の建物の表示) 所 在 山口市古熊二丁目55番地3 構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根 高床式2階建 床 面 積 1階 196.56㎡ 2階 189.90㎡ (専有部分の建物の表示) 家 屋 番 号 古熊二丁目55番3の2 種 類 居宅 構 造 鉄筋コンクリート造1階建 床 面 積 2階部分 147.63㎡		事務所 2階部分 約152㎡ (概測)
3	所 在 山口市古熊二丁目 地 番 55番1 地 目 宅地 地 積 479.34㎡		
4	所 在 山口市古熊二丁目 地 番 55番3 地 目 宅地 地 積 341.53㎡		

5	所 在	山口市古熊二丁目55番地1			
	家 屋 番 号	55番1の1			
	種 類	居宅			
	構 造	木造瓦葺2階建			
	床 面 積	1階	135.27㎡	1階	約122㎡
		2階	35.56㎡	2階	35.56㎡
	(附属建物)				
	符 号	2			
	種 類	物置			
	構 造	木造スレート葺平家建			
	床 面 積	19.72㎡		滅失したものと思料される。	
番号	特 記 事 項				
1、2、5	・ 物件1及び物件2建物は、界壁が撤去され、一体的な利用形態となっている。 ・ 物件2建物には増築が、物件5建物には増築及び減築が認められる。床面積は現況欄記載のとおりである。 ・ 本件建物の正確な床面積を把握するためには、正式な測量を要する。 ・ 物件5の附属建物については、その存在を確認できず、滅失したものと思料される。				
3、4	・ 物件4土地の形状については、現地調査の結果、ほぼ公図・地積測量図のとおりである。 ・ 物件3土地の形状については、現地調査の結果、概ね公図のとおりと思料されるが、精度の高い図面が確認できないため、境界及び地積は確定できない。正確な境界、地積及び建物との位置関係を把握するには、正式な測量を要する。				

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等（物件3、4）

位置・交通	J R 山口線『上山口』駅の南西方約600m 【道路距離】 『日赤口』バス停の南方約650m 【道路距離】	
付近の状況	戸建住宅を主体とした榎野川沿いの住宅地域	
主な公法上の規制等 (道路幅員等の個別的条件を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	都市計画区域(非線引区域) 第1種中高層住居専用地域 60% 200% — 都市機能誘導区域外 居住誘導区域外 景観条例(一般地域) 河川保全区域(官民境界から民地側に10mの範囲)
画地条件	規模 820.87㎡ 形状 略台形 接面状況 二方路地	間口 約26m 奥行 約32m 地勢 ほぼ平坦地(一部段差あり)
接面道路の状況	北西側幅員約4mの県道※ ¹ に等高接面する。 南東側幅員約2.3mの公衆用道路※ ² に概ね等高接面する。 ※ ¹ 県道：宮野上山口停車場線、建築基準法第42条1項1号 ※ ² 公衆用道路：建築基準法第42条2項(要セットバック)	
土地の利用状況等	本件土地は、物件1、2、5建物の敷地として利用されている。	
供給処理施設	上水道：あり ガス配管：あり 下水道：あり(特記事項参照) (注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常のコストで敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役所等での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
土壌汚染等	【土壌汚染について】 対象地について、地歴調査からは土壌汚染が存在することを示す端緒は発見されなかった。よって、土壌汚染の可能性は低いものと推測されるが、専門的な調査は行っておらず、不確定要素があるため、これを評価上考慮外とする。 【埋蔵文化財について】 対象地は周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲外である(山口市教育委員会の回答)。	
特記事項	・物件5建物は、下水道に接続されているが、物件1、2建物は、下水道に接続されていない。なお、物件4土地内に浄化槽用ブロワの設置が認められた。 ・物件1、2建物と物件5建物の間には高低差があり、物件5建物側の地盤が約0.5m低い。 ・物件3土地に、自転車置場が設置しており、物件4土地には、カーポート及び庇が設置されている。なお、当該工作物については、経年・構造等に鑑み、経済的市場価値はないものと判断した。	

2. 建物の概況及び利用状況（物件1、2）

(1) 一棟の建物の概要

建物の用途	事務所（総戸数 2戸）
建築時期及び経済的 残存耐用年数	建築年月日（登記簿）：平成1年4月8日新築（物件1、2） 経過年数：約 37 年 経済的残存耐用年数：約 8 年
構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根高床式2階建
仕 様	屋 根 陸屋根 外 壁 コンクリート打放し仕上、吹付タイル等
建 物 の 品 等	やや劣る
管理の状況	劣る
特 記 事 項	・本件建物の外壁には、クラックが多数見受けられる。 ・本件建物は高床式構造であり、地上部分はピロティ型駐車場である。 ・本件建物は昭和62年9月に建築確認を受けており、当時の用途地域は第2種住居専用地域であった。その後、用途地域が第1種中高層住居専用地域に変更されたが、建築時点においては当該用途は適法であったものと考えられる。もっとも、現況においては増改築により2階部分の界壁が撤去され、区分建物を一体利用の事務所としていることから、当該利用形態については建築基準法上の用途制限に抵触する可能性がある。 ・本件建物の敷地は、登記上、物件4土地（55番3）であり、その地積は341.53㎡である。確認通知書によれば、敷地面積は358.47㎡、建築面積は213.4㎡とされている。当該地域の建ぺい率は60％である。なお、本件建物については検査済証の交付は確認できなかった。よって、当該事項に留意されたい。

(2) 専有部分の概要 [物件1]

構 造	鉄筋コンクリート造2階建
位 置	1・2階部分
現況床面積	第3 目的物件欄記載のとおり。
仕 様	天 井 吸音ボード等 床 Pタイル等 内 壁 クロス等 設 備 電気、給排水、給湯器、トイレ等
現 況 用 途 等	現況用途 事務所 間取り 附属資料の「建物間取図」のとおり。
品 等	やや劣る
保守管理の状態	劣る
専有部分の 利用状況等	「現況調査報告書」記載のとおり
特 記 事 項	・本件建物は、一棟の建物のうち1階全部及び2階の一部が一つの専有部分として登記されているが、現況においては物件2建物との界壁が撤去され、一体利用の状態にある。 ・建築後約37年が経過した建物であるため、目視できる部分のみならず、目視できない部分についても、相応の経年劣化が見込まれる。 本件建物に係る瑕疵（設備の不具合、アスベスト含有建材の有無、害虫被害等を含む）の詳細については不明である。

(3) 専有部分の概要 [物件2]

構 造	鉄筋コンクリート造1階建
位 置	2階部分
現況床面積	第3 目的物件欄記載のとおり。
仕 様	天 井 吸音ボード等 床 Pタイル等 内 壁 クロス等 設 備 電気、給排水、給湯器、トイレ等
現 況 用 途 等	現況用途 事務所 間取り 附属資料の「建物間取図」のとおり。
品 等	やや劣る
保守管理の状態	劣る
専有部分の 利用状況等	「現況調査報告書」記載のとおり
特 記 事 項	・ 本件建物は、一棟の建物のうち2階の一部が専有部分として登記されているが、現況においては物件1建物との界壁が撤去され、事務所として一体利用の状態にある。 ・ 建築後約37年が経過した建物であるため、目視できる部分のみならず、目視できない部分についても、相応の経年劣化が見込まれる。 本件建物に係る瑕疵（設備の不具合、アスベスト含有建材の有無、害虫被害等を含む）の詳細については不明である。

3. 建物の概況及び利用状況（物件5）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日 : 不詳 経過年数 : 不詳 経済的残存耐用年数 : ほぼ満了している
仕 様	構 造 : 木造 2階建
	屋 根 : 瓦葺
	外 壁 : 杉板、プリント鋼板等
	内 壁 : 繊維壁、化粧合板等
	天 井 : 吸音ボード、和室天井等
	床 : 木質系床材、畳等
	設 備 : 電気、給排水、ガス給湯器、トイレ等
	そ の 他 : -
床面積(現況)	第3 目的物件欄記載のとおり
現況用途等	現況用途 : 居宅 間取り : 附属資料の「建物間取図」のとおり
品 等	劣る
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	「現況調査報告書」記載のとおり
特 記 事 項	・ 本件建物は建築後相当年数が経過しており、全体として陳腐化及び老朽化が認められる。また、長期間使用されておらず、和室3の畳に腐食が見られるほか、建物1階には床が抜けそうな箇所が多数認められる。これらの事情を総合的に勘案すると、当該建物の耐用年数は概ね満了しているものと思料される。 ・ 本件建物に係る瑕疵（設備の不具合、アスベスト含有建材の有無、害虫被害等を含む）については、その詳細は不明である。

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

① 物件3、4(土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地 価 格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
3	35,100	63 / 100	479.34	80 / 100	8,480,000
4	35,100	63 / 100	341.53	80 / 100	6,042,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価調査価格 山口(県) - 15

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $33,000 \text{ 円/㎡} \times 100 / 100 \times 100 / 100 \times 100 / 94 = 35,100 \text{ 円/㎡}$

◇ 時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正：必要なし。

◇ 地域格差：街路・交通・環境・行政的条件等を考慮した。

イ 個別格差：

個別的要因	物件3・4
地勢 (段差)	90 / 100
規模	70 / 100
相乗積	63 / 100

ウ 地 積： 登記数量による。

エ 建付減価： 本件土地上に存する建物等の状況を総合的に勘案して査定した。

② 物件1、2、5（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 ア	専有面積 イ	現価率 ウ	建物価格 ア×イ×ウ÷エ
1	250,000円／㎡	226.83㎡	0.09	5,104,000円
2	250,000円／㎡	152㎡	0.09	3,420,000円

物件 番号	再調達原価 ア	現況床面積 イ	現価率 ウ	建物価格 ア×イ×ウ÷エ
5	180,000円／㎡	157.56㎡	0.01	284,000円

イ 専有面積・現況床面積：物件1建物は登記数量を採用し、物件2、5建物は現況面積を採用した。

ウ 現価率：

【物件1】

- ・残価率 ： 0%
- ・経過年数 ： 37 年
- ・観察減価率 ： 50%
- ・経済的全耐用年数 ： 45 年
- ・経済的残存耐用年数 ： 8 年

上記数値等により、耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\text{※現価率} = \left\{ \text{残価率 } 0\% + (1 - \text{残価率 } 0\%) \times \left(\frac{\text{経済的残存耐用年数 } 8 \text{ 年}}{\text{経済的全耐用年数 } 45 \text{ 年}} \right) \right\} \times (1 - \text{観察減価率 } 50\%) = \underline{\underline{0.09}}$$

【物件2】

- ・残価率 ： 0%
- ・経過年数 ： 37 年
- ・観察減価率 ： 50%
- ・経済的全耐用年数 ： 45 年
- ・経済的残存耐用年数 ： 8 年

上記数値等により、耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\text{※現価率} = \left\{ \text{残価率 } 0\% + (1 - \text{残価率 } 0\%) \times \left(\frac{\text{経済的残存耐用年数 } 8 \text{ 年}}{\text{経済的全耐用年数 } 45 \text{ 年}} \right) \right\} \times (1 - \text{観察減価率 } 50\%) = \underline{\underline{0.09}}$$

【物件5】

耐用年数に基づく方法及び現況観察により上記のとおり査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地用権等価格

物件 番号	建付地価格 ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ=エ
3	8,480,000円	40%	法定地上権	3,392,000

物件 番号	建付地価格 ア	土地利用権等割合 イ		地価配分率 ウ	土地利用権等価格 (円) ア×イ×ウ=エ
4	6,042,000円	30%	物件1 賃借権	60.9%	1,104,000
		30%	物件2 賃借権	39.1%	709,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等及びその割合を上記のとおり査定した。

ウ 地価配分率：以下のとおり地価配分率を査定した。

物件1建物： 60.9%

物件2建物： 39.1%

物件 番号	階層	a 専有 面積	b 階層別 効用比	c 階層別 効用 積数 a×b	d 階層別 地価配 分比率 c/Σc
1	1階	191.90	100	19,190	51.9%
	2階	34.93	95	3,318	9.0%
2	2階	152	95	14,440	39.1%
計		378.83	290	36,948	100.0%

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる 価 格 (円) (1①オ,1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①エ) イ	占有減価 修 正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ
1	5,104,000	+ 1,104,000	1.00	0.70	0.60	2,607,000
2	3,420,000	+ 709,000	1.00	0.70	0.60	1,734,000
3	8,480,000	－ 3,392,000	1.00	0.70	0.60	2,137,000
4	6,042,000	－ 1,813,000	1.00	0.70	0.60	1,776,000
5	284,000	+ 3,392,000	1.00	0.70	0.60	1,544,000
一括価格 (合計)						9,798,000

ウ 占有減価率： 必要なし。

エ 市場性修正率： 複数建物の一括売却であること及び対象不動産自体の市場流通性等を考慮のうえ査定した。

オ 競売市場修正率： 第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮のうえ査定した。

(以下余白)

第6 参考価格資料

1 地価調査価格【山口(県)－15】

所 在 : 山口市古熊1丁目234番19「古熊1-3-10」

価 格 : 33,000円/㎡

位 置 : JR山口線「山口」駅から900m

価 格 時 点 : 令和7年7月1日

地 積 : 331㎡

供給処理施設 : ガス・水道・下水

接 面 道 路 : 南側5m道路に接面

用途指定等 : 第1種中高層住居専用地域

(建蔽率 60% 、 容積率 200%)

地域の概要 : 中小規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

2 固定資産税評価額(令和7年度)

物件1 : 13,758,656 円

物件2 : 6,618,329 円

物件3 : 8,014,564 円

物件4 : 8,367,485 円

物件5 : 400,416 円

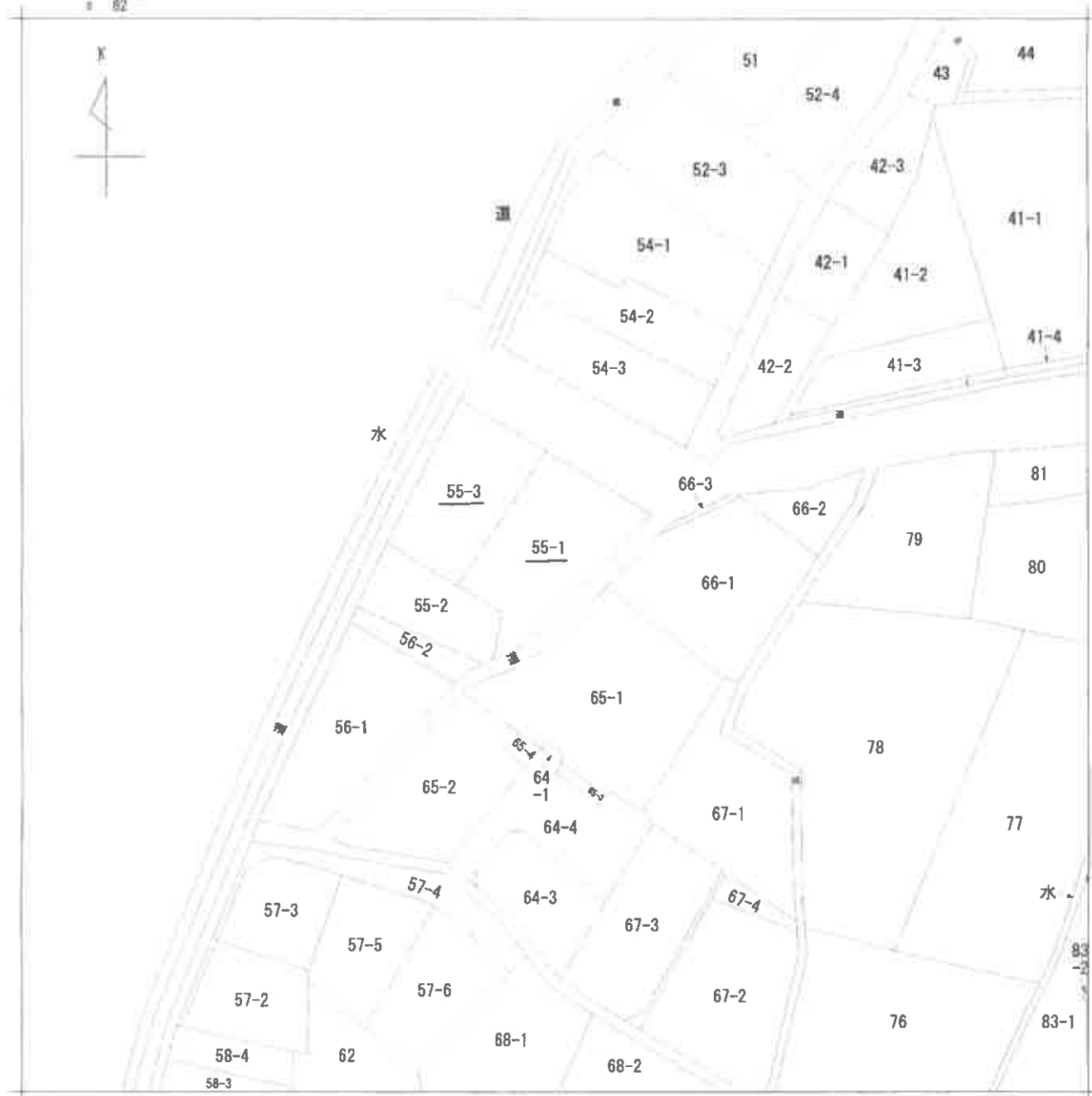
ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料の表示

- 1 受命物件の位置図(1/10,000、1/2,500)
- 2 公図写し(法務局備付)
- 3 地積測量図写し(法務局備付)
- 4 建物図面・各階平面図写し(法務局備付)
- 5 土地建物位置関係図
- 6 建物間取図
- 7 現況写真



41-5
82



地番区域見出
古熊2丁目
古熊2丁目

請求部	所在	山口市古熊二丁目				地番	55番1			
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	昭和46年3月20日				備付年月日(原図)		補事項			

縮小【A3→A4】

縮小【A3→A4】

登記年月日：平成14年6月2日

各階平面図

建物図面

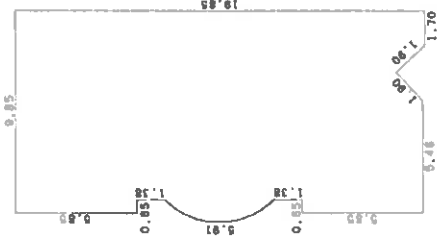
(各階平面図)

家屋番号
古熊二丁目
55番3の1

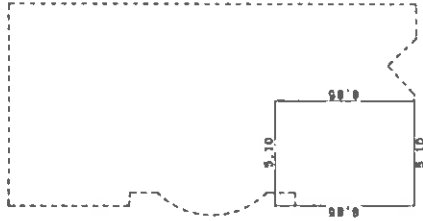
建物の所在
山口市古熊二丁目 55番地 3

012996

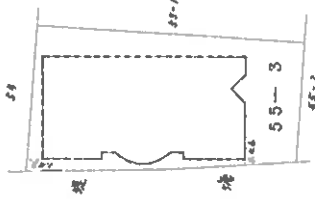
1階
部分



2階
部分



平成14年6月2日登記



作製者

申請人

縮尺 1/250

縮尺 1/500

山口県土地家屋調査士会用品

縮小【A3→A4】

登記年月日：平成1年6月2日

各階平面図

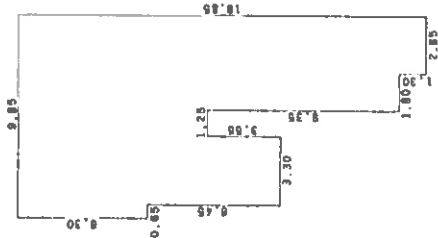
建物図面
(各階平面図)

家屋番号
古兼二丁目
55番3の2

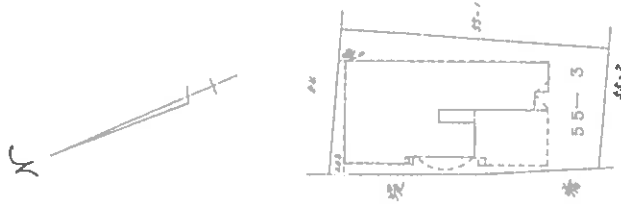
建物の所在
山口市古兼二丁目 55番地 3

012993

平成1年6月2日 登記



求積表	2.85=	3.7050
1.30x	4.65=	43.4775
9.35x	3.30=	11.7150
3.55x	8.20=	26.6800
2.80x	9.85=	62.0550
6.30x		
合計		147.6325
床面積		147.63 m ²



建物の存する部分 2 階

作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

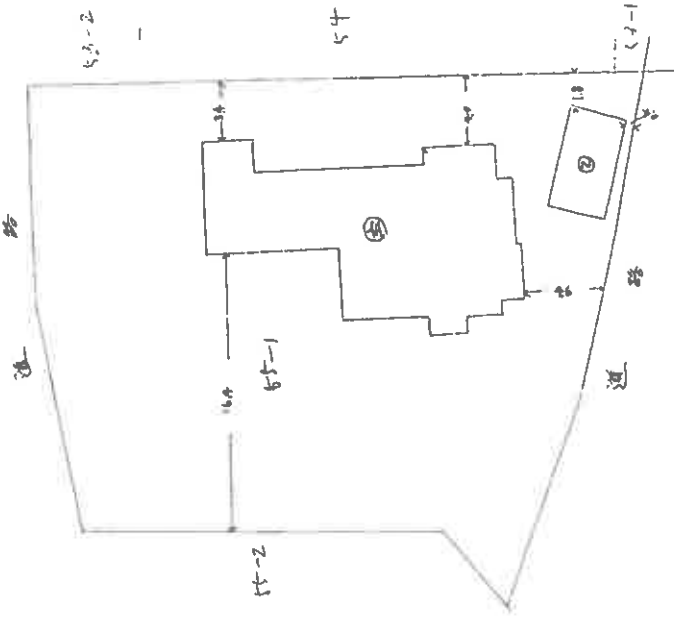
山口県土地家屋調査士会用紙

縮小【A3→A4】

京屋番号	55-1-1
建物の所在	山口市松二丁目55番地01

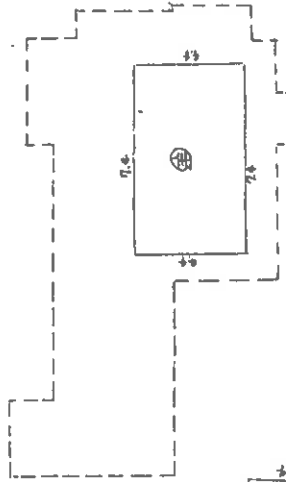
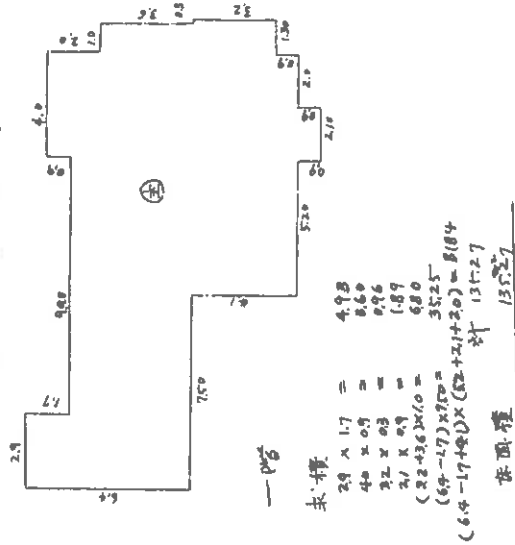
012936

建物図面(1)



建築物階平面図

各階平面図(1)

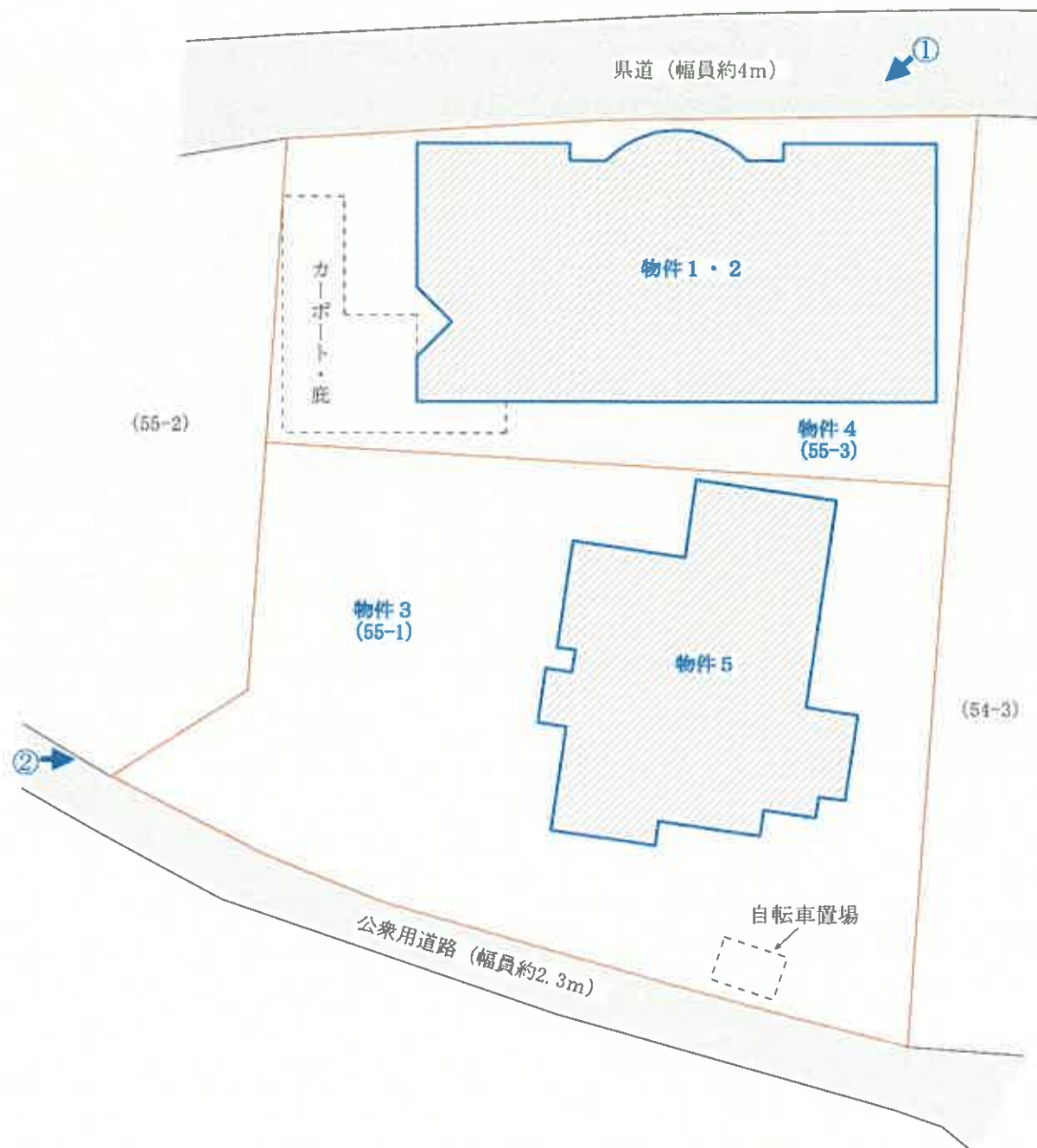


(日 測 速 15)

昭和51年5月12日 登記

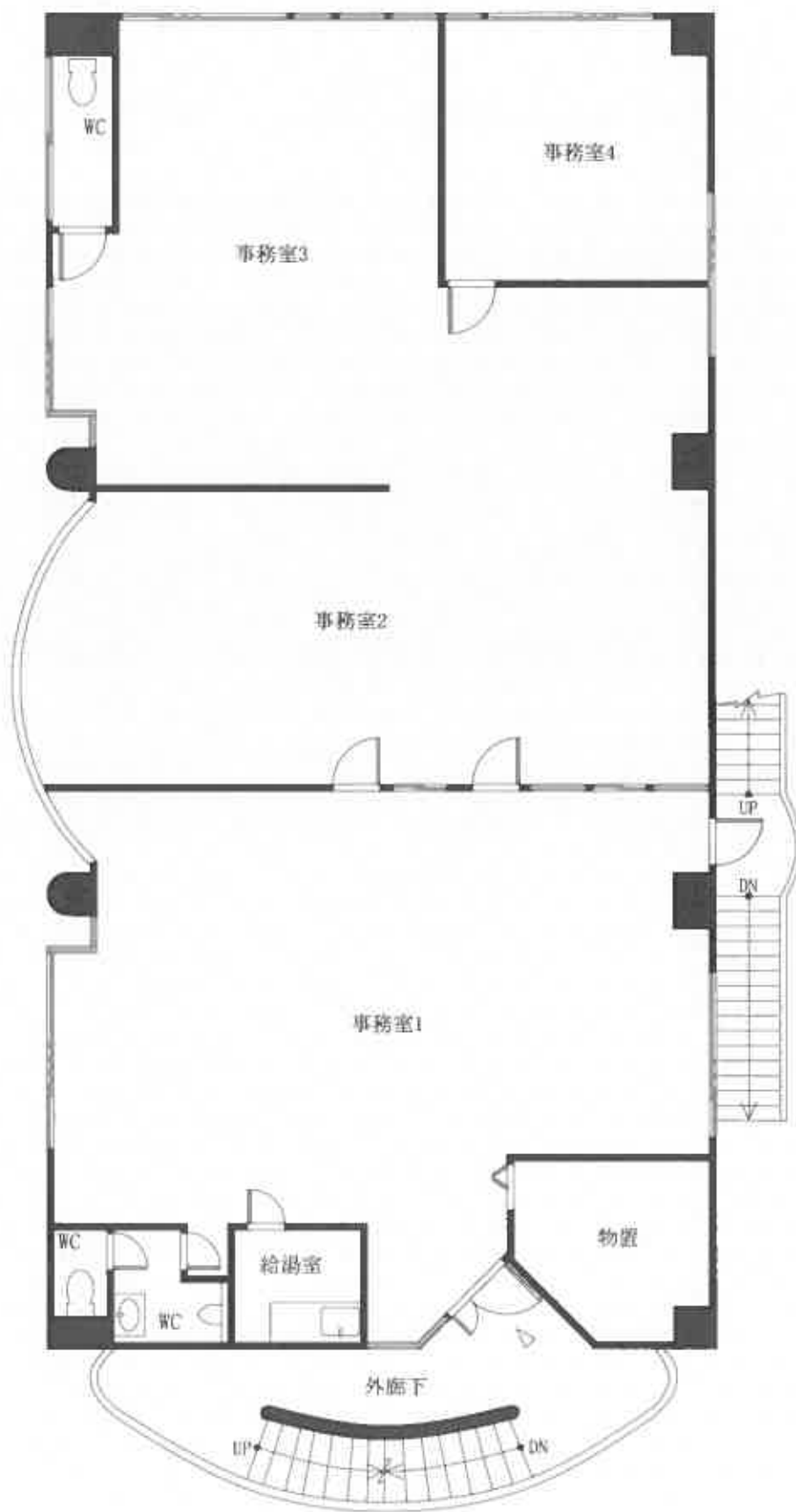
縮 尺	1/300	1/200
-----	-------	-------

縮小【A3→A4】



写真撮影位置

【図面名称】	【事件番号】	【物件番号】	【作成者】	【縮尺】
土地建物位置関係図 ※本図は土地・建物の位置関係の概要を示すことを趣旨とするものであり、精度の高い図面ではない。	令和7年（ケ）第74号	1～5	評価人	約1/250



1 階



【図面名称】

建物間取図

※本図は建物の間取の概要を示すことを趣旨とするものであり、精度の高い図面ではない。

【事件番号】

令和7年（ケ）第74号

【物件番号】

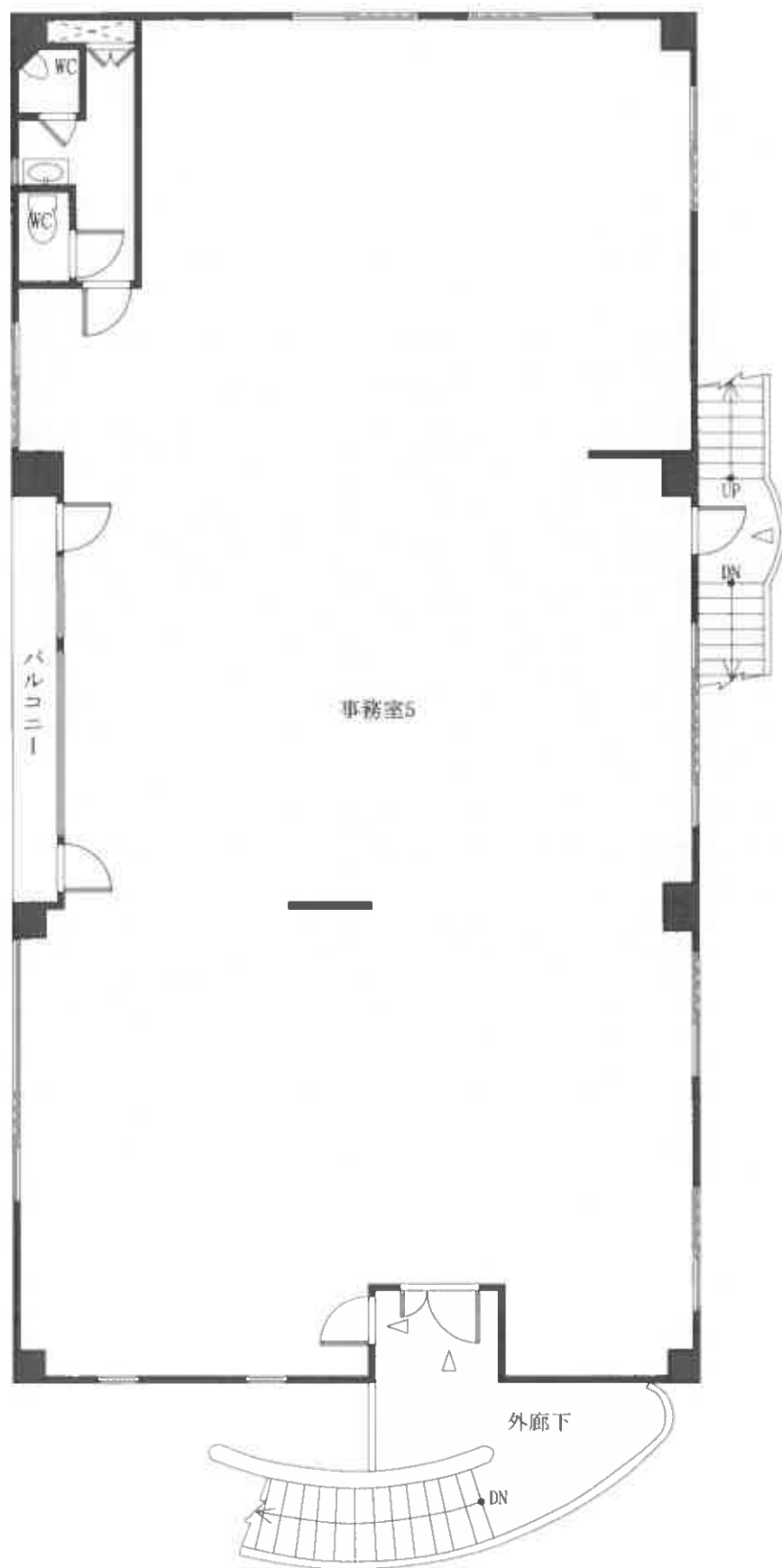
1

【作成者】

評価人

【縮尺】

約1/100



2階

【図面名称】

建物間取図

※本図は建物の間取の概要を示すことを趣旨とするものであり、精度の高い図面ではない。

【事件番号】

令和7年（ケ）第74号

【物件番号】

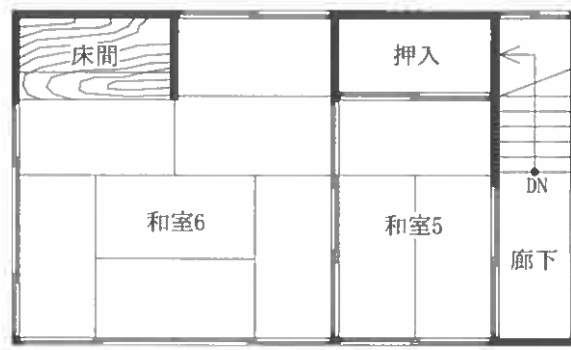
1・2

【作成者】

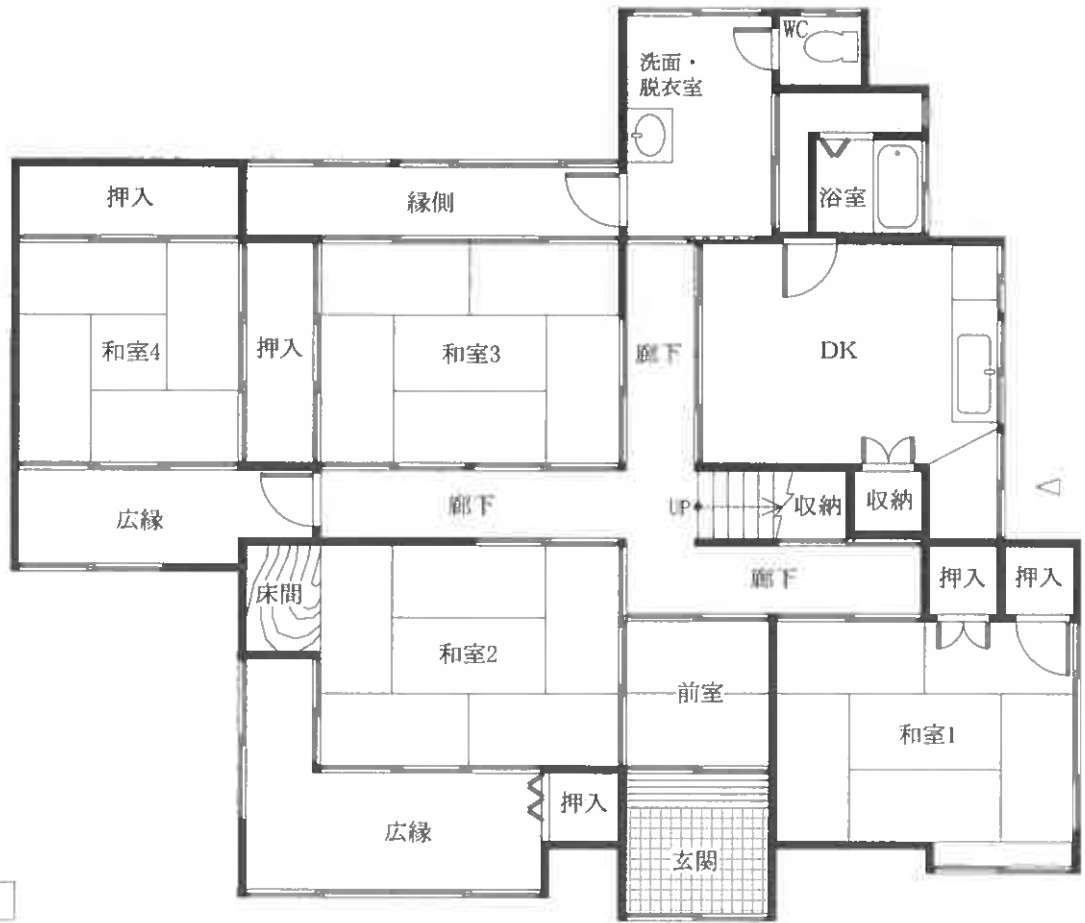
評価人

【縮尺】

約1/100



2 階



1 階



【図面名称】
建物間取図

※本図は建物の間取の概要を示すことを趣旨とするものであり、精度の高い図面ではない。

【事件番号】
令和7年（ケ）第74号

【物件番号】
5

【作成者】
評価人

【縮尺】
約1/100

現況写真

受命物件

①



受命物件

②

